

土地利用からみた都市「近代化」

—変化と媒介—

木本浩一

- I. はじめに
- II. 諸政策の動向
 - (1) 市街地改租事業の開始
 - (2) 城郭等の処分と郭内士族屋敷
 - (3) 公用土地収用
- III. 鎮台用地の設置と内山下の整理
 - 二つの事例—
 - (1) 熊本の事例
 - (2) 広島の実例
- IV. おわりに

I. はじめに

「近代の歴史地理・再考」という場合、何を再考すべきなのか。どのように再考すべきなのか。仮に従来の研究が、その対象とする時期を明治期以降に限定して、「近代の歴史地理」を「近代期を対象とする歴史地理」と読み替えていたのであれば、それは、かつて矢守一彦が「史学の〈猿真似〉の感を抱いたまま」¹⁾と自嘲したのと同じ轍を踏むことになる。

ここでは近代に特徴的な地域として近代都市を捉え、便宜的に「近代都市」に限定して議論を進めたい。

これまで、藤岡²⁾、矢守³⁾、金坂⁴⁾、浮田⁵⁾、田辺⁶⁾、樋口⁷⁾らによって、いわゆる旧城下町の近代化に関する研究が蓄積されてきた。しかしながら、そこには、当時の都市に関す

る歴史地理学的研究の潮流、「形態論から機能論」の影響があった。すなわち、封建都市「から」近代都市「へ」という問題設定には、現象を「変化」として説明するといういわゆる（狭義の）空間フェテシズムの陥穽があった⁸⁾。確かに、矢守の言う「地域制」という枠組みは、小葉田⁹⁾以来の城下町研究の一つの到達点である。しかしながら、明治以降の変化・変容を議論する際には、その論点は人口動態の変化に集中し、その説明も鉄道の開通や軍施設の立地に因っていた。「地域制」という枠組みは、事実としても方法論としても単なる系譜論に解消してしまったと言わざるを得ない¹⁰⁾。そこからは、「近代とは何か」という社会科学全般に共有されている問題に切り込む余地は少ない。「地域制」の議論を地理学のオーソドックスな議論である「土地利用」の次元にいったん引き戻し、その上で、「地域制」の変化として「近代化」を記述するのではなく、「地域制」に代わる近代特有の空間編成の原理とは何かについて、それはいつどのように確立されたのかという観点から分析を進めるべきであろう。「土地利用」の変化ではなく、「土地利用の変化の仕方」がどのように変化したのかを問わなければならない。

このように考えれば、近代都市の起源を「封建都市」や城下町に求めることはできなくなってくる¹¹⁾。起源とはあくまでも問題の

キーワード：土地利用、近代化、内山下、工兵方面条例、公用土地収用規則

設定によって定めることができるものであって、どこかに起源があるわけではない。ましてや、他分野の区分をそのまま借用してよしとするわけにはいかない¹²⁾。日本の場合、再生産論の議論を踏まえ、「近代化」の過程で「都市」に刻印された所与をもって、近代都市の基礎が確立されたと考えるべきであろう。もちろん、容器としての都市¹³⁾、容器としての地域制という考えに立てば、ことさらに起源の議論をすべきではないかもしれないが、近代都市は近代化の過程においてその構造的特質を刻印されていった、という観点に立つ場合、一定の方法論的留保として起源についての議論は重要であろう。

ところで、水内¹⁴⁾は、「前近代都市空間をどのように明治政府の意図する近代化に付合するように改変したのか、新たに創出したのかの解明が必須となる」として、「明治政府が都市に要請する公共建築物（軍営、県庁、…略…）が、どのような意図のもとにどこに立地したか、城址を始めとする空闲地を計画的にどのように処理しようと考えていたか」というテーマを設定する。主体（アクター）への着目である。ただし、この際にも、従来の地理学的方法論「ではなく」その他の（特にポストモダン的な）方法論へと一足飛びに向かうというスタンスをとる限り、歴史地理学における方法論的な蓄積と実証との接合という方向へは向かわないように思える¹⁵⁾。

ここで一旦、小路田¹⁶⁾のいう「都市の公共権力の編成のされ方」についての議論に言及したい。小路田の議論に対して、吉田は「単一で都市領域に特化した「公共権力」の存立は自明の事柄なのだろうか¹⁷⁾と批判している。確かに小路田の議論は「分業編成のありかた¹⁸⁾として、いっけんマルクスの議論を想起させる記述はあるものの、他の箇所において「分課の制」を取り上げ¹⁹⁾、かつ都市の法人団体化を遡上に載せている点²⁰⁾、

てマルクスとウェーバーの峻別を説いている点²¹⁾などからして、吉田の批判は一概に妥当するとは言えない。そのことよりも、小路田を含め、公共権力の担い手とその編成のされ方との議論に混同もしくは混在がみられるのではないかと、という点を指摘したい。つまり、小路田の言うとおりの、文字通り公共権力の「編成のされ方」が問題にされるべきであって、それが単一であるか否かが問題となっているわけではない。小路田の場合も、都市の近代化を「市政によって法人格を付与される」²²⁾ことを要件としていることから、国民国家の成立とその中での地方分権もしくは地方自治のあり方を問題にしようとしていることは確かである²³⁾。この点は、行政学や政治学において、都市が「都市的なもの」として抽象化される²⁴⁾ことによって、「公共権力の編成のされ方」が中央地方関係へと解消される傾向にあったことは否めないであろう。上述の水内の議論にしても、行為主体を「明治政府」に限定してしまうことによって、中央地方関係のみならず、省庁間関係に着目する契機を失っている。

以上を整理すれば、「地域制」に関する議論と、中央地方関係に収斂しがちな都市行政・政治に関する議論とが交錯する領域に着目し、改めて公共権力の多様性と多層性を踏まえた上で、「公共権力の編成のされ方」とその「地域的」あらわれを検討すべきであろう。その場合、さし当たり議論の射程は明治前期に限定されることになるだろう。

明治前期、特に最初の20年間に何が起こったのか。長期的動向の流れの中でこの時期が過渡期であったことに代わりはないであろう²⁵⁾。ただし、過渡期であるという認定ができるからこそ、その時代を「輪切り」にすることによって、その後の歴史の「構造」的な特徴や傾向性が把握可能になるのではないかと、考える²⁶⁾。

具体的には、公共権力の多様性と多層性を

検討するために、軍を取り上げてみたい。すなわち、軍は、国家権力の一部でありながら、直接に都市空間へと働きかけるという意味において、また、軍の諸施策は直接には都市行政に何ら関わるつもりではなかったという意味において、都市空間において相対的に「自由」な行為主体（アクター）として立ち現れてきたという点を強調したい。仮に城下町を「分節構造」と呼ぶとしても²⁷⁾、近代化の過程で、それが「解消」されたり、抽象的に再編成されたりするわけではない。それぞれの課題と制約の中で、アクターの社会的かつ「地域的」実践が都市空間に刻印され、その結果として、近代の都市は近代都市に変化するための準備が整うことになる²⁸⁾。従来DIDやCBDといった用語によって言い習わされてきた都市の中心部において、一定の面積をもった土地がいかにか「公共性」をもった土地として確保されてきたのか、もしくは、そのような中心部がいかにして形成されたのか、といった問題は、都市形成における日本独自のあり方を考える上でも重要であろう。

以上の問題設定は、近年盛んになってきた軍と地域とをめぐりいくつかの研究領域と接することになる。日本における近代都市の特徴を軍事化との関連で検討したもの²⁹⁾、公共建築物との関連で論じたもの³⁰⁾、市街地における地租改正から検討したもの³¹⁾、社会資本整備という観点から整理したもの³²⁾ などがある。

すでに述べたように、矢守は旧「地域制」の変容系列を検討し、図1のように整理している³³⁾。矢守は都市プランの類型設定に際し

郭内	→	(大都市)	軍施設
		(中小都市)	官公庁・学校
		(停滞的な旧城下町)	宅地・山林耕地
傾斜地	→		公園・神社

図1 旧郭内における土地利用の変容系列
(矢守(1970)369頁より、筆者作成)

て、城内・郭内の名称や範囲が「必ずしも画一的」でない点に触れ、「内山下」の変容に注意を喚起している³⁴⁾が、明治期以降については必ずしもそのことが意識されているとは言えない。近世城下町において内山下は「城郭内部分域でありながらも、実質的には城下町の延長部であり、最内側の侍町」³⁵⁾であった。

以上を踏まえ、本稿では、明治期初期において「郭内土族屋敷」処分の際に改めて浮上してきた「内山下」の問題を焦点として、地租改正事業と土地収用法制の整備の動向に触れつつ、軍を中心とした政府による一正確には諸アクターに媒介された一内山下の整理の概要を把握してみたい。

II. 諸政策の動向

ここでは、表1をもとに、内山下に関わる諸政策の動向を時系列的に整理してみたい。

(1) 市街地改租事業の開始

まず、市街地改租の進展状況を整理したい³⁶⁾。市街地改租事業は、いわゆる壬申地券発行から始まり、東京府下への地券発行に関する布告(明治4年12月27日)、地券発行地租収納規則(明治5年1月12日)および地券申請地租納方規則(2月10日)の交付をもって、その制度的な枠組みができあがった。東京ほか「三府下」では明治5年から地券発行作業が進められていったが、その他の都市では、明治6年以降となった³⁷⁾。実際には、明治7年4月の地方官会同を経て制定された地租改正法の公布(明治7年7月28日)、地租改正事務局の設置(明治8年3月24日)以降に、市街地改租事業は本格化する。

布告当初、市街地改租事業は「象徴的な意義しかもたなかった」³⁸⁾と言われる。しかしながら、その事業が、市街地中心部において、特に交渉の場面において、制度的枠組みとしてだけでなく、各主体の意見の正当性

表 1 諸施策の動向

元号	西暦	月	日	軍関連	地租改正関連	土地取引関連	その他
明治 2	1869	6	8				版籍奉還
		7	27	府県奉職規則			
明治 4	1871	4	23	東山、西海に鎮台を設置			
		7	8	兵部省、設置			
		7	14				廃藩置県
		8	15				
		8	20	四鎮台の設置、兵部省、地方城郭を管轄下に置く			
		9	7		田畑勝手作之許可		
		10	7		〔三府下地券発行之儀ニ付同〕上申		
		11	5		同上、裁可（大政官）		
		11	23				
		12	27		東京府下へ地券発行		
明治 5	1872	1	12		地券発行地租納規則（28条）	任意売買の原則、強制取得「世上一般ノ利益」(22条)	
		2	10		地券申請地租納方規則（24条）	任意売買の原則のみ（17条）	
		2	15		地所永代売買解禁の布告		
		2	24		土地売買譲渡につき地券渡方規則		
		2	27	兵部省廃止、陸海軍省設置			
		3	9	近衛局設置			
		3	15	巡檢參謀將校職務大略			
		3	18	城郭の存廃調査			
		4	1	鎮西鎮台、熊本鎮台と改称			
		5	24	官舎私下規則			
		6	14	府県城壁取り壊しに関する達			
		8	24	陸軍省、存廃査定当切案			
		11		城郭処分に関する大蔵・陸軍省の条約			
明治 6	1873	1	9	鎮台配置の改定		買上決定手続き	
		1	14	城郭等の存廃決定			
		2	14	城郭内土族屋敷の処置			
		2	15	存城の管理（府県の預け置き）			
		2	23	廃城城郭調査の達			
		3	4	改正官舎私下規則			
		3	12	陸軍省条例			
		3	25				
		4	12				
		5	17	大蔵省、所管の調査			
		7	28				
		10	4				
		11	10				
		12	7		市街地券税改正之儀	買上決定手続きの統一化	内務省設置
明治 7	1874	2					佐賀の乱 台湾出兵
明治 8	1875	1	13	工兵方面条例			
		1	24	内務省、移転料換地支給達案			
		3	24				
		7	28				
		8	28				
		8	30		市街地地租改正、地価3/100課税 改正事業の期限を定める（9年末）	公用土地買上規則	
		11	7		地所名称区別改定		
		12	27		官用地処分規則		

や立場を保証するものとしてどのように機能したのか、どのように使われたのかという視点は重要であろう。

(2) 城郭等の処分と郭内士族屋敷

つぎに、軍に関連して、鎮台の設置（城郭の管轄）、存廃城の決定、郭内士族屋敷処分の3点について言及する。

まず、鎮台設置については、明治4（1871）年の東山、西海の2鎮台設置が制度的な始まりであった³⁹⁾。同年7月、兵部省の設置に続き、8月、4鎮台の設置を決定した。

しかし、実質的に鎮台が軍の施設としての意味をもってくるのは、翌5（1872）年2月の陸軍省の設置以後のことである⁴⁰⁾。

城郭は廃藩置県と同時に兵部省の管轄下に入り（明治8年8月20日）、陸軍省設置後はそのまま陸軍省に引き継がれていった⁴¹⁾。実際に城郭を担当した部局は、時期を追って、変わっている（図2）。廃藩置県後で言えば、兵部省陸軍部築造局から、第四局（工兵）、築造方面経営部を経て、明治7年11月、6つの工兵方面が設置された。工兵方面の設置を受けて、翌年1月には、工兵方面条例が制定され、軍用地の管理・取得などを所管するための制度的な枠組みが完成した⁴²⁾。

城郭の管轄は確定していたものの、実際の城郭の管理は当該府県に委託されるような状

況が続いた⁴³⁾。管理費・人員の問題などのため城郭の破却処分を申し出る府県が続出したが、明治5年5月、官舎払下規則によって、「城郭並廃県庁又ハ官宅ヲ以当時枝庁等ニ相用候分ヲ除キ旧役所或ハ役屋敷ノ明家其余不用ノ分ハ総テ其処入札ヲ以払下可取計事」（第三章）⁴⁴⁾と定められ、城郭に含まれる諸施設・土地の入札による払い下げが可能になった。それに対して、翌6月14日には、太政官は「府県城堡取毀ノ儀ハ自今何ヲ経可致処置事」⁴⁵⁾と達し、府県による勝手な処分を留保した。

この間、陸軍省では鎮台用地確保のための調査を実施する。それまで一括して管轄においていた地方城郭を整理し、存城と廃城とに分け、廃城のものについては通常の街地と同様に大蔵省の管轄下に置くための準備であった。上述の留保は、存廃城決定のためのものであった。

明治5年11月、大蔵省と陸軍省との間で「全国城郭地処之儀ニツキ大蔵省ト陸軍省ト取替ス条約書」が交わされた⁴⁶⁾。そこでは、「陸軍必用之地ヲ除ノ外」の城郭などはすべて大蔵省に引き渡すこととし、存廃城の区別を明確にした。ただし、将来的には、「陸軍省ニ於テ更ニ選択シ大蔵省ヨリ其代金ヲ弁シ陸軍省ニ可相渡事」（第二項）、「今後有用之時ハ陸軍省ニ於テ地所ヲ選択シ大蔵省ヨリ受

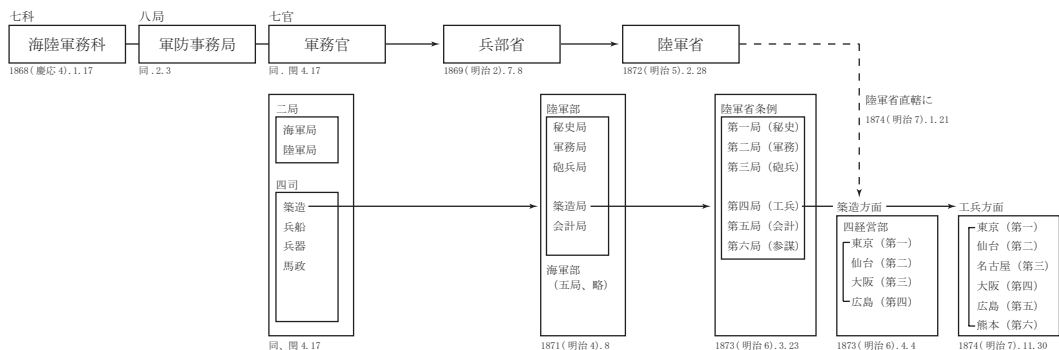


図2 城郭関係組織の変遷

取共代金ハ大蔵省ヨリ弁スヘキ事」(第三項)、「全国防禦線決定ノ日ニ至リ砲墩壘壁等建築之地所ハ陸軍省ニテ選択シ其代金ハ大蔵省ヨリ弁スヘキ事」(第四項)と各項にあるように、陸軍省は自らの「選択」によって用地の取得が可能であった。また、「全国城郭并ニ軍事ニ関涉スル地所建物等」(第一項)とあるように、ここでは「軍事ニ関涉スル」用地建物を対象としており、この点において、直後に、郭内土族屋敷の問題が浮上することになる。翌6年1月9日、鎮台配置の改定が行われ、それに伴って、城郭等の存廃が決定した(1月14日)⁴⁷⁾。

郭内土族屋敷に関しては、2月14日、大蔵省、陸軍省から、府県に対して達しがあった。大蔵省は「廢城之分ハ一般沽券税率施行之積可取調、存城内居住之分ハ当分拝借地ト看做シ各邸歩数丈量之上、近傍之沽券工見合相当之税金賦課可致候条、夫々取調可伺出事」⁴⁸⁾、陸軍省は「各府県管下当省所轄之城郭中、從來人民住居之地所ハ追テ当省ヨリ引払方相達候迄ハ住居罷在不苦候間、総テ拝借地ト相心得、収税取計大蔵省ヘ可相納事」⁴⁹⁾といった。これらから、すでに述べたとおり、廢城分については地券が発行されるが、存城分については陸軍省より達しがあるまで拝借地として居住を認められたことがわかる。翌15日、陸軍省より府県に対して存城の管理について達しがあり、「当分之内共府県へ預置」とされた。一連の処理によって、陸軍省管轄の城郭には、「軍事ニ関スル」城郭をはじめとした諸施設と、明治5年1月以降、地券発行を前提として払い下げや売買が行われた郭内土族屋敷とが含まれることになった。これらを受けて、3月4日には、官舎払下規則が改正され、第二章において「旧藩々費ヲ以テ家作建営貫属ノ者共工從來無税ニテ貸渡有之分ニ限り家作地所共其庁見込ヲ以テ低価ニ払下ケ代価一時上納可為致事」⁵⁰⁾とされ、拝借地となった郭内土族屋敷につい

ては、府県の判断によって払い下げが認められることになった。

(3) 公用土地収用

以上に関連して、公共用の土地をどのように確保するのかという問題が浮上してきた。

すでに言及した「地券発行地租収納規則」と「地券申請地租納方規則」では、任意売買の原則が提示された。これは田畑勝手作之許可を含め続いていた、地所の任意売買原則の延長上にあり、当時の政府が基本的には都市全体についての構想を持っていなかったことがわかる。その意味では、仮に「地域制」の枠組みが機能的に残っていたとしても、日本における都市の「近代化」プロセスにおいては、当初より、傾向的に地所が細分化される構造があったと言えよう。

橋本⁵¹⁾によれば、両規則において、前者では、任意売買の原則とともに、「世上一般ノ利益」(二二条)に関わる場合には地所の強制取得が認められていたが、後者では任意売買の原則のみとなってしまった(一七条)。このため、売買契約の当事者が個人であれ、機関であれ任意での売買が可能になった。公的な土地収用という観点からすれば、いかなる理由があるにせよ、地所の売買は法的には任意売買の方法によるしかなくなった。

こうした状況の中、明治6年中には買上決定手続きについての検討が進められ、明治8(1875)年7月28日、公用土地収用規則が定められた⁵²⁾。同規則によって、「公益」目的の土地の強制取得の正当性と、取得手続きが定められた。制定当初、「公益」とは「国郡村市ノ保護便益」や「鉄道電線上下水等ノ大土工」を指していた。前者の中に、軍用地は含まれていた。同規則においては、事前補償制がとられており、時価と券面代価とが相違する場合、所有者と該庁との「審議」によって買上代価が決定されることになった(第四則)⁵³⁾。

鎮台による軍用地取得を考える際には、少

なくとも上述のような諸政策の関連の中での位置づけが必要となる。

Ⅲ. 鎮台用地の設置と内山下の整理

一二つの事例一

前章までの議論を踏まえ、ここでは鎮台の設置された都市のうち、熊本と広島を事例として、鎮台用地の設置とそれに伴う郭内土族屋敷処分の概略を紹介したい⁵⁴⁾。

(1) 熊本の事例

表2は、山崎練兵場及び城郭内の軍用地拡大に関する鎮台と住民との交渉過程である⁵⁵⁾。

明治6(1873)年9月、県庁より関係する各戸長に対して、鎮台からの「催促」を伝えている。この史料からまず、熊本鎮台が「必用」としたのは、二之丸の内外、山崎であったことがわかる(図3)。この点を理解するために、熊本県庁の移転について簡単に触れる必要がある⁵⁶⁾。廃藩置県後、「旧藩主ノ私

表2 鎮台用地の拡大(熊本)

(M6.9: 県→戸長) 山崎及二之丸内外諸屋敷地取熊本鎮台入用之旨掛合相成二付委細口達二及置候通二候処尚又別紙写之通鎮台ヨリ催促申来候二付至急ニ様子可達出也 [県政12-1]

(M8.4: 県→戸長) 於山崎陸軍省用地買上代金悉皆相渡候條銘ヨリ受取証書取纏正副戸長之内来ル十八日出納課へ出頭受取方可申出此旨相違候事 [県政12-5]

(M8.9: 県→戸長) 熊本山崎練兵場別紙図面赤色之地ハ先般鎮台用地ニ引渡候処追々砲兵並工兵隊等同所ニ於テ操練致シ便ニ付テハ場所狭隘ニ有之更ニ図面黄色ノ地所練兵場域内ニ囲込度旨鎮台第六方面ヨリ掛合来條買上代価ハ追テ可取調ニ付右之趣邸地主ノ可相違尤モ差支有無之儀ハ来月五日迄ニ可申立候此旨相違候事 [県政12-4]

(M8.10.3: 県→戸長) 其区山崎練兵場増設ノ儀ニ付テハ先日相違置候通候処右図囲込ノ地所郡村ノ名称等記載ノ儀工兵第六方面ヨリ猶依頼申来候條別紙ノ廣々取調至急可申立此旨相違候事 [同上]

(M8.10.17: 県→戸長) 熊本鎮台兵場増設ニ付本年九月三十日相違置候処清田儀一、宮川碓、津田金平、江村萬春ノ四名内情纏述願望之次第モ有之候得共右之面々ニ限特殊ノ取扱ハ難相成ニ付其筋ヨリ達之上ハ本年第三百三十三号太政官御達公用土地買上規則ニ照準可取調候條此旨可相違候事 [同上]

(M9.1.23: 工兵六→県) 昨八年十二月三日附ヲ以テ山崎練兵場増加地積差違云々及御協議候処□今御答無之彼是差支之度茂有之候條至急御回答相成度此段及御催促候也 [県政17-71]

(M9.3.10: 工兵六→県) 山崎練兵場増設之儀ニ付先般掛リ官員出庁御示談之上直ニ該区戸長ハ地価及建物等取調可差出旨相違置候処本日差出来候ニ付已前御廻シ相成居候帳簿ト照会候処付紙之度々違積有之候ニ付当方面官員出張宇佐川中属殿へ御打合ヲコヒ候処書類一功御差廻シ以多シ候様御示談ニヨリ則別紙該区戸長ヨリ差出候候送候條得ト御取調之上至急御回報有之度候也 [同上]

(M10.4.20: 工兵六→県) 当城近傍古京町宮内等方今警備線之内之地所追々囲込之見込有之ニ付テハ人民家屋取建等此儀當分見合候様致度候間右之御合ヲ以夫々達方御取計有之度此段及御照会候也 追テ山崎練兵場近傍地所之儀モ本文同様ニ付此段申添候也 [県政7-48]

(M11.2.5: 工兵六→県) 山崎練兵場増設地買上代価追々当人一御渡濟ニ相成ハ、右坪数金員共御取調至急御差回シ相成度此段及御掛合候也 [県政17-35]

(熊本県立図書館所蔵「県政史料」より、筆者作成)



図3 熊本市街地

「熊本全図」(明治13年、熊本学園大学図書館所蔵)をもとに筆者作成。

邸」であった花畑邸を県庁とした（明治4年7月14日）が、同年10月、花畑邸を鎮台屯営とするに際して、二之丸内の有吉立愛（権大参事）の旧邸を仮庁舎とし、翌5年6月12日に市街地南部の二本木に移転を完了した。つまり、この時点では、鎮台から、「必用」な用地について打診がある一方で、県独自の判断として、「管内ノ耳目ヲ一新シ官員職務ノ体裁モ相立可申候間、熊本ヲ距ル南一里許二本木村ト申所へ引遷」⁵⁷⁾と、県政の一新を図ろうとする意向とともに、「県庁の儀は一県の治所にて、其事務管内の民事を取扱に過ぎざれば」⁵⁸⁾と、国政、特に当時の九州では軍政に対する県政の位置づけから、積極的に鎮台の意向を酌んでいたことがうかがえる。

以上のとおり、鎮台が「必用」としていたのは、すでに「鎮台御用二御取究」⁵⁹⁾となった山崎と二之丸内外の三カ所、つまり旧藩主私邸の山崎、城郭である二之丸、「街区内の山下」⁶⁰⁾であった。

また、県および戸長が鎮台と関係者との間を取り持ち、交渉を進めていたことがわかる。当時はまだ、工兵方面は設置されておらず、陸軍省本体もしくは築造方面第四経営部（広島）が交渉の当事者であったものと思われる。

明治8年4月、山崎練兵場用地についての買上および代金の受け渡しを終了した。前年11月30日をもって設置された工兵第六方面（熊本）の積極的な働きかけによって、同年9月、県は戸長に対して山崎練兵場の拡張を申し入れた。10月17日には、公用土地買上規則を準用する旨が記されている。この後、明治9年3月まで、事前補償の原則に従って、引き続き交渉が続けられていった。

西南之役の際の市街戦終了直後、4月20日、第六工兵方面は「警備線」を確定させ、先の3区域を包含する地域を指定したようである。つまり、この時点まで交渉が難航していた山崎練兵場の拡張地域と二之丸外とを含む

3地域について、工兵方面は一括して取得に乗り出したことがわかる。ただし、その方法は、明治5年の大蔵省との条約書にある「選択」ではなく「協議」であった。

また、事前補償制について補足すれば、制度そのものは昭和36（1961）年まで存続するが、この間の経緯をみる限り、工兵方面、県、区戸長が個々に制度的な拘束を受けていたというよりも、個々の交渉においてその交渉の枠組みを定めていたに留まると言えよう。結果のみをみれば、鎮台による一方的な軍用地拡張であるとみなすことができるが、その過程においては個々の交渉に正当性が付されつつ進められていったものと解されるのであって、特定の主体の意図が貫徹されたとは言いがたい。言うなれば、交渉そのものにそうした構造的な傾向性があったと言えよう。また、一方で、交渉の直接的当事者が当初の〈権令-戸長〉から〈工兵方面-県庁〉へと移行することによって、補償交渉の当事者たる住民から交渉が遠ざかっていったことがわかる。

補償交渉は、明治11（1878）年まで続くことになる。補償額は、山崎の拡張区域については33円程度、その他は25円程度が支払われている。この金額の算定の仕方については、個別の事情を斟酌して定められたものもあったが、おおむね「特殊ノ取扱ハ難」という原則が貫かれた点を指摘しておきたい。

(2) 広島の場合

次に、熊本と同様に鎮台が設置された広島について、郭内士族屋敷処分経過について概述したい⁶¹⁾（図4）。

内務省を通じて、以下の陸軍省の達が示されたのは、明治6（1873）年2月14日であった[1]。おそらく、上述の熊本の場合にもほぼこの時期に提示があったものと推測される。4月には、「広島城二ノ丸」に兵営を建築するため、県庁および貫属屋敷を同月中旬までに引き払うよう、陸軍省から大蔵省を通じて



図4 広島市中心部（明治20年頃）
 「広島市街明細地図」（明治20年）をもとに筆者作成。

県に対して申し入れがあった。その際、大蔵省からの提案は「一時困却二不相成様相応ノ場所」を検討するため「詳細取調」よう県に指示した。その候補地として「三ノ丸明地」があげられている。

同月4日、広島県は県庁を国泰寺に檻倉は旧藩米倉に移すことを提案し、「二ノ丸」士族屋敷については「三ノ丸内官邸」を充てることとし⁶²⁾、「仁ノ御趣意ヲ以テ沽券税第廿二條ノ御規則ニ準シ」[3]⁶³⁾、「相応ノ手当」が支給されることになった。しかしながら、実際に「手当金」を試算したところ[4]、「意外ノ入費」となったため、大蔵省（財務課）は、白川県の例に準じて、本県を「手当金」の支払いではなく、陸軍省による「御買上ヶ代金」とみなすという方向で検討することになった。この時点での手当金総額は2,630円であった。

広島県では坪数の再調査を行い、倍額に近い約4,612円を提示した（11月9日）。さらに県は、大蔵省に対して、「買上」案には同意するものの仮に買い上げられなかった場合には移転することもできず、困窮の「貫属」が「憐憫」であるとする[19]。同時に、県は、「旧藩ノ節開港地ニ目論見」の江波新開の地を交換候補地として提案した。一方で、陸軍省から打診のあったと思われる同地の射的場設置についても、二ノ丸貫属屋敷との交換に関わる費用と比較対照するために江波新開に関わる買上費用を試算している[12]。

しかしながら、広島鎮台からは、「一應致承知」としつつも「目途難立」との回答があった[18]（明治7年4月14日）。県ではさらに、内務省に対して、「延々相成候テハ第一信義相失不都合ニ候」と新政権への不満との関連を指摘しつつ、「鎮臺於テ變議ノ為斯克不決定相成貫属換地附與モ難出来甚困難ヲ極」と厳しく鎮台を批判している[18]。こうした状況の中、陸軍省は4月中（正確な日時は不明）に江波新開を「至急着手功成」し

て陸軍用地として確保するため決定を留保した。それに対して、内務省は、陸軍省に対して、「貫属共可然代地無之殊ノ外困却致居候ニ付先ツ三郭内御省御用地ヲ右代リトシテ受取度然ル上ハ同所間隙ノ地ヲ右代地トシテ貫属共へ分與致度」[20]と、三ノ丸内の「間隙ノ地」を代替地として分与するよう促した。

8月21日、広島を「暴風」が襲い、多くの貫属屋敷では「風損ニ罹リ破却」し「居住難出来」になってしまった[21]。これに対して、住民（士族）から戸長を通じて広島県に対して対応を求める旨の上申書[23]が提出され、県は内務省に対して「速ニ御処分被下」[24]と申し出た。内務省も陸軍省に対して、広島県において「当惑ヲ極メ」[25]と速やかな対応を掛け合っている。

10月9日、陸軍省は、昨年11月来、大蔵省との掛け合いの末、大筋の合意をみていたが、鎮台から「篤ト将来ノ目途相立尚可及御打合儀モ可有之存居」と申し立てがあったため、図らずも「今日ノ時態ニ立到」ったとしている。その上で、佐賀の乱（2月）、台湾出兵（4月）を受けて「西國へハ臨時二兵隊増加不致テハ難相叶」、特に「廣島ノ如キハ山陽道ノ要衝ニシテ若干ノ兵員ヲ致配置度出算ニ有之兵隊ヲ増候へハ屯營地練兵場射的場等随テ多分ノ土地ヲ要シ候ハ勿論ニ有之」として、「交換ノ儀ハ更ニ差止」[26]とした。さらに、翌8年1月14日には、陸軍省は内務省に対して、「廣島城三ノ丸地所不殘入用」として、江波新開との交換の件についても、陸軍省から「正院へ上申可及筈ニ有之」と回答した。

これによって、広島城二ノ丸、三ノ丸、江波新開はすべて陸軍省用地として確定した。

内務省は太政官に対して、約2年を経て陸軍省が「破約申来」こと、当該住民が「難渋相極」ことを指摘した上で、「今更変議」することを「不都合」とし、さらに、測量など

の「失費」も嵩んだことを指摘した。ただし、「陸軍省於テ当時ノ形勢夫々御都合モ可有之」と陸軍に対して理解を示し、結果的に「破約」を承認した [36]。

この結果、郭内貫属に対しては、「憫然」であるため「特別ノ御詮議ヲ以」[37]で、「ニヶ年間寓居ノ宿料」[36]として総額2,760円が下げ渡されることになった（5月19日）。

10月に入ると、広島県は引き続き内務省に対して、公用土地買上規則の適用をもとめ、「特別ノ詮議ヲ以」って、移転料の支払いがなされるよう上申した [48]。また、県は、「當鎮臺ニ於テ急速需用ノ事實モ有之趣ニ候処前段ノ如ク困窮ノ士族ニ付地下并移転料等下附不致テハ立退ノ業難相」として、移転料の支払いがない限り立ち退きが難しいことを主張し、同規則「末章」の立ち退き強制の条項に従って、移転料の支払いと練兵場設置とが速やかに進むようにと提案した。

これに対して、陸軍省は、存城内居住の住民は当初より「拝借地ト相心得」ていたはずであり、「従前ヨリノ所轄地ニシテ人民へ貸渡置クルモノヲ返戻致サスルト今後新ニ人民ヨリ買上ルモノトヲ論セス」と、佐倉、名古屋、丸亀、高崎、新発田、小倉などでも支給した例がないとして、支払いを拒否した [62]。

太政官では、陸軍省の主張を「当然ノ筋」[65]として認め、最終的に、姫路城と共に、移転料を非常予備金から支払うことに決した [72]（明治9年6月）⁶⁴⁾。

IV. おわりに

以上、近代の歴史地理を再考する手がかりを求めて、明治前期における武家地の変容について土地利用の観点から2つの事例を紹介した。

何を再考するのか、再考すべきなのか、という点を出発点として検討を進めてきた。ま

ず、その方法論について再考すべきという観点から、城下町研究以来の伝統がある、土地利用の変化を追う、という方法論もしくは方法論的枠組みを検討した。仮に土地利用の変化をその結果の叙述とその列挙ということに終わらせるのであれば、それはさらなる研究の基礎的資料として重要な意味をもつという点はあったとしても、研究そのものの存在意義については十分に説明しきれないであろう。また、一方で、土地利用を過度の抽象によって一般化してみたり、その説明を一般論によって説明してみたりするのみでは、操作主義的な問題点を含め、社会と科学との乖離をより一層促進するものとして、前者にも増して、その問題は大きくなるであろう。

土地利用「を」分析するのではなく、土地利用「で」何を分析するのか。言うなれば方法としての「土地利用」という観点を提示した。近代都市の核となる地域において一定の空間が確保されたのは、決して、単に城郭や武家地がそのまま機能地域として変化したのではなく、軍を中心として諸アクターの行為を媒介として形成された結果の積み重ねであった。その結果は諸アクターが意図せずして招いた結果であって、言うなれば諸行為の構造的連関の中で形成されたものであった。特に、大蔵省をはじめとして、地租改正事業の中で土地の商品化を急速に推し進めようとしていた当時の状況の中であって、軍用地の確保という形であれ、公共用地が確保されたという事実は指摘しうるであろう。日本の「近代化」の過程において、商品化を経て細分化された土地が改めて資本主義的な集積を遂げる、といった形とは異なる土地集積のあり方の検討をすべきであろう。

次に、本稿では、その対象を近代都市の起点とは何かという観点から分析してきた。「近代都市」の歴史的前提は明治10年代にできあがったという仮説を提示したい。「近代化」を可能とする歴史的条件はいかにして

整ったのか、という問題設定の重要性について再考すべきであろう。

その際、それまで仮に「分節」構造の中で固有の論理をもっていた社会集団があったと想定するにしても、近代化の過程において、それらが多様性・多相性をもった諸アクターとして、国民国家という大枠の中で活動・行為するようになる。そうした行為の結果が地域に固着しつつ、諸行為の意味の同定をも含めて、引き続き行為を暫定的に規定していく。そうした短期的な行為の連続の中に長期的にみれば断層のような時期が生じる。そのような歴史認識をもつことも可能であろう。歴史地理学が歴史学と地理学の間隙の領域ではなく、境界に位置しつつ両者を架橋する領域として存在意義を増していくためにも、独自の歴史認識、地域認識が必要となってこよう。

今後、本稿で紹介した事例の詳細な報告を予定している。ただし、個々の事例報告においても領域や対象を超えた十全な学問的位置づけを怠るべきでない、と考えている。

(広島女学院大学文学部)

〔付記〕

本研究は、2003-2005年度・科学研究費補助金・若手研究(B)「植民地期インドにおける都市構造の変容に関する歴史地理学的研究」(代表・木本浩一、課題番号15720204)および2009-2010年度・科学研究費補助金・基盤研究(S)「アジアにおける持続可能な土地利用の形成に向けて」(代表・氷見山幸夫、課題番号21222003)の成果の一部である。

〔注〕

- 1) 矢守一彦『幕藩社会の地域構造』大明堂、1970、ii頁。
- 2) ①藤岡謙二郎『城下町とその変貌』柳原書店、1983。②藤岡謙二郎「城下町の地理的性格に関する二、三の考察」(人文地理学会編『歴史地理学の諸問題』柳原書店、1952)、34-49頁。

- 3) ①矢守一彦『都市プランの研究』大明堂、1970、438頁。②矢守一彦「明治以降における変容」(同『城下町のかたち』筑摩書房、1988)、85-104頁。
- 4) 金坂清則「土地利用・内部構造の変容」(豊田武・原田伴彦・矢守一彦編『講座日本の封建都市 第一巻』文一総合出版、1982)、299-320頁。
- 5) 浮田典良「明治期の旧城下町」(藤岡謙二郎編『城下町とその変貌』柳原書店、1983)、60-67頁。
- 6) 田辺健一『都市の地域構造』大明堂、1971、259頁。
- 7) 樋口節夫『都市の内部構造』古今書院、1979、310頁。
- 8) ①木本浩一「都市の歴史的背景」(北川建次編『現代都市地理学』古今書院、2004)、27-37頁。②吉原直樹『都市空間の社会理論』東京大学出版会、1994、251頁。
- 9) 小葉田亮「旧城下町景観」地理論叢7、1936、31-76頁。
- 10) この点は、都市計画・都市工学系の研究においてより顕著になる。都市空間の変容を抽象的な工業化や都市化によって「説明」しようとする。仮に都市デザインというものが存在するとしても、主体の問題を抜きにしてその特徴や変容を語ることはできないであろう。①佐藤滋『城下町の近代都市づくり』鹿島出版会、1995、224頁。②佐藤滋+城下町都市研究体『図説城下町都市』鹿島出版会、2002、181頁。③松浦健治郎・日下部聡・横田嘉宏・山口庸介・浦山益郎「近世城下町を基盤とする府県庁所在都市における明治・大正期から昭和初期までの官庁街の都市デザイン手法」日本建築学会計画系論文集588、2005、87-94頁。このことは直ちに主体・客体に関する議論を経て操作主義に関わる問題領域に到達する。前者に関しては、④土肥真人「江戸から東京への都市オープンスペースの変容」造園学研究1994、1994、1-135頁および、地理学からの野心的な試みとして、⑤加藤政洋『大阪のスラムと盛り場—近代都市と場所の系譜学—』創元社、2002、223頁をあげることが

- できる。
- 11) もちろん、近世城下町研究の蓄積の延長として、近代都市研究が位置づけられていく可能性が広がっていることは確かであろう。そうした方向は、近世の歴史地理学、近代の歴史地理学といった区分の境界領域に位置する。
 - 12) たとえば、明治維新の始期と終期については、遠山以来の論争がある。遠山茂樹『明治維新』岩波書店、1972（初版 1951）、360頁。時代区分の問題は歴史学のみならず、歴史地理学の課題である。
 - 13) ルイス・マンフォード著、生田勉訳『歴史の都市 明日の都市』新潮社、1969、558頁。
 - 14) 水内俊雄「近代都市史研究と地理学」経済地理学年報40-1、1994、1-19頁。ただし、ここでの名称は、同論文4頁の議論を踏まえて、筆者が独自に付したものである。仮に、水内のいう都市空間に関する3つのアプローチ（構造論、構築論、解説論）という整理が可能であるとした場合であっても、それらのアプローチが相互にどのような関係にあるのかについての検討がない限り、方法論の種類を紹介するに留まるであろう。
 - 15) この点は、日本の社会科学の一般的傾向としてみられる方法論的な流行に沿うだけで方法論的な角逐を経て独自の方法論の確立に向かわない、という問題との関連で重要であろう。日本の社会科学一般の問題については、以下を参照すべきであろう。①石田雄『日本の社会科学』東京大学出版会、1984、294頁。②同『社会科学再考』東京大学出版会、1995、308頁。
 - 16) 小路田泰直『日本近代都市史研究序説』柏書房、1991、7頁。
 - 17) 吉田伸之「都市の近世」（吉田伸之編『日本の近世9 都市の時代』中央公論社、1992）、9頁。これに対する反論は、小路田泰直『『日本の近世9 都市の時代』を読んで—批判に答えて—』リベリス8、1993、25-29頁。
 - 18) 前掲16) 6頁。
 - 19) 前掲16) 33頁。
 - 20) 前掲16) 13-14頁。
 - 21) 小路田泰直「共同体論から政治社会論へ—ウェーバーの都市概念について—」『憲政の常道—天皇の国の民主主義』青木書店、1995、175-211頁。
 - 22) 前掲16) 15頁。
 - 23) マックス・ウェーバー著、世良晃志郎訳『経済と社会 都市の類型学』創文社、1965、356頁。
 - 24) 水口憲人「都市行政分析試論—都市と0部門行政—」『現代都市の行政と政治』法律文化社、1985、203-283頁。
 - 25) ①原田敬一「近代都市の形成」（井口和起編『近代日本の軌跡3 日清・日露戦争』吉川弘文館、1994）、149-169頁。なお、原田と大石の間で研究対象を東京などに限定するか地方都市に拡張もしくは転じるかという点について意見のやりとりがある。少なくとも「近代」以降という時期設定をする限り、国民国家と都市および地域との関係について何らかの考慮が必要であろう。これは、単に個別事例を研究する際に制度面を考慮するに留まらず、両者の関係をいかに把握するのか、その関係がいかに地域に反映され、それが反射的に、もしくは構造的に国民国家の枠組みや制度を規定しているのかという視点が必要であろう。本稿もこうした観点からする研究の一環である。ウェーバーの都市論が理論的設定であっても、その対象が近代以前に限定されていることもこうした観点からの理解が必要であろう。②大石嘉一郎・金澤史男『近代日本都市史研究—地方都市からの再構成—』日本経済評論社、2003、720頁。③原田敬一『日本近代都市史研究』思文閣出版、1997、352頁。④橋本哲哉『近代日本の地方都市』日本経済評論社、2006、432頁。
 - 26) 前掲8) ①。
 - 27) ①吉田伸之「城下町の構造と展開」（佐藤信・吉田伸之編『都市社会史』山川出版社、2001）、87-117頁。②吉田伸之・伊藤毅編『伝統都市<4>分節構造』東京大学出版会、2010、319頁。
 - 28) 「社会的プロセスは社会的実践の再生産を

通じて行為主体を結びつけたり対立させたり…を通して、社会諸関係の矛盾的性格を暫定的に緩和させる」アラン・リビエツ著、若森章孝訳「『都市のエコロジーの将来』とレギュレーション・アプローチ」経済論集（関西大学）42-4, 195頁。ただし、その結果が安定性として認定できるか否かは別の問題である。

- 29) 軍隊と地域との関係を論じた論考として、①荒川章二『軍隊と地域』青木書店, 2001, 358頁。②河西英通『せめぎあう地域と軍隊』岩波書店, 2010, 236頁。③本康宏史『軍都の慰霊空間』吉川弘文館, 2002, 358頁。④上山和雄編著『帝都と軍隊』日本経済評論社, 2002, 368頁。⑤佃隆一郎「国防」運動と“軍都・豊橋”（上）愛知大学国際問題研究所紀要107, 1997, 61-96頁。⑥本康宏史「『軍都』における都市空間の諸相—比較「軍都」論の—前提として—」石川県立歴史博物館紀要13, 2000, 1-32頁。⑦吉田律人「新潟県における兵営設置と地域振興—新発田・村松を中心として—」地方史研究57（1）, 2007, 1-19頁。⑧吉田裕「戦争と軍隊—日本近代軍事史研究の現在—」歴史評論630, 2002, 40-51頁などがあげられる。
- 30) ①石田潤一郎『都道府県庁舎—その建築史的考察—』思文閣出版, 1993, 427頁。②マルク・ギヨーム著、斉藤日出治訳『資本とその分身—社会的コードの経済学批判—』法政大学出版局, 1987, 233頁。
- 31) ①滝島功『都市と地租改正』吉川弘文館, 2003, 336頁。②鈴木芳行「城下町の地租改正」租税史料館報（平成16年度）, 2005, 19-35頁。なお、森田英樹の一連の論考があるが、これらについては滝島の批判がある。③森田英樹「東京市街地における都市政策—明治初年の都市における地価算定と地税の負担の平等化—」社会経済史学62-4, 1996, 86-110頁。④森田英樹「東京府下における「市街地」の成立—1870年代の土地政策と地方制度—」三田学会雑誌88-4, 1996, 60-80頁。⑤森田英樹「明治初年、東京市街地における地価算定政策の展開」三田学会雑誌86-2, 1993, 81-121頁。
- 32) ①高村直助編著『明治の産業発展と社会資本』ミネルヴァ書房, 1997, 394頁。②高村直助編『道と川の近代』山川出版社, 1996, 267頁。③横浜近代史研究会・横浜開港資料館『横浜の近代』日本経済評論社, 1997, 448頁。
- 33) 前掲3) ①369頁。
- 34) 前掲3) ①250-251頁。
- 35) 松本豊寿「城下町内山下論」（同『城下町の歴史地理学的研究』吉川弘文館, 1967）, 257-287頁。
- 36) ①福島正夫『地租改正の研究』有斐閣, 646頁。②安藤春夫『封建財政の崩壊過程』酒井書店, 1962, 562頁。および前掲31) ①, 同②。
- 37) 前掲36) ①226頁。
- 38) 前掲36) ①226頁。
- 39) 鎮台設置の全般的な動向については、立地論的な観点から、①立岡裕士「近代日本の軍都の立地—立地論への予察—」鳴門教育大学研究紀要（人文・社会科学編）6, 1991, 43-61頁。②松山薫「近代日本における軍事施設の立地に関する考察—都市立地型軍事施設の事例—」東北公益文科大学総合研究論集1, 2001, 157-171頁がある。また、制度面での詳細については、③松下芳男『改訂明治軍制史論（上）』国書刊行会, 1978, 555頁がある。
- 40) ただし、東京府においては、明治4（1871）年6月から8月かけて、兵部省が、東京府を介して、省庁舎や練兵所設置のために集中的に地所を取得していた。東京都『明治初年の武家地処理問題』東京都, 1965, 322頁。
- 41) 城郭処分に関しては、森山英一の一連の業績が参考になる。①森山英一『名城と維新—まぼろしの城郭史』城郭史料館出版会, 1970, 265頁。②森山英一『明治維新廃城一覽』新人物往来社, 1989, 225頁。③森山英一『日本城郭史話』新人物往来社, 231頁。
- 42) 同条例第一条には、「陸軍所属ノ要塞城堡海岸砲台其他屯営官廨官舎倉庫等ノ建築修繕并ニ其保存監守ハ工兵科ニ存ヲ之ヲ掌ル」

とある。

- 43) 「太政類典」(第二編, 明治四年～明治十年・第三百九卷・理財二十九・官給三)
- 44) 「太政類典」(第二編, 明治四年～明治十年・第二百十四卷・兵制十三・鎮台及諸庁設置四)。
- 45) 「兵部省陸軍部内条例」(「太政類典」(第一編・慶応三年～明治四年・第六六卷・兵制陸海運官制)には, 第四局築造兵局の事務分掌として「城堡並ニ築造兵二関スル諸務ヲ司ル事」とある。また, 第二條には, 業務の具体的な内容が記されている。「新築ノ利害, 地理ノ測量, 城堡近傍家屋樹藝ノ可否, 経界ノ区別, 土地建物, 官買官収ノ利害, 道路堤防, 乾涸開拓ノ利害, 城堡地面諸建物ノ管轄, 入費見込, 金額出納, 不用器械ノ買却, 雛形絵図図解ノ製法, 図籍庫ノ所轄, 一切土坑兵ノ作業, 教導人別, 排除試業等ノ事務ヲ司ル事」。
- 46) 存城決定後の城郭については引き続き府県に預け置かれることになった(2月15日)。郭内士族屋敷に関しては, 府県は管理を行うというよりも, 陸軍省と住民との間の交渉を取り持つことになった。
- 47) 前掲41) ①147頁。
- 48) 「太政類典」(第二編・明治四年～明治十年・第二百七十五卷・租税五・地租一)大蔵省布達第十五号。
- 49) 「太政類典」(第二編・明治四年～明治十年・第二百十四卷・兵制十三・鎮台及諸庁制置四)。
- 50) 前掲43)。
- 51) 橋本誠一「一八七五(明治八)年公用土地買上規則の成立と展開—近代公用収用法制研究序説—」阪大法学149・150, 305-352頁。
- 52) 「太政類典」(第二編・明治四年～明治十年・第一百十卷・地方十六・土地処分三)
- 53) 前掲51) 318-323頁。
- 54) 郭内士族屋敷処分に関しては, 姫路及び佐倉, 宇和島の事例として, 以下の論考がある。①姫路市史編集専門員会「明治の姫路城」『姫路市史第十四巻別編姫路城』姫路市, 1988, 109-159頁。②藤原龍雄「明治維新と姫路城開城の記録(上)」城郭研究室年報8, 1998, 61-97頁。③藤原龍雄「明治維新と姫路城開城の記録(下)」城郭研究室年報9, 1999, 117-161頁。④平井誠「明治期における宇和島城の城郭地処分と城郭保存運動」研究紀要(愛媛県立歴史文化博物館)5, 2000, 125-148頁。⑤平井誠「明治期における廃城の変遷と地域動向—愛媛県内の城郭・陣屋を例として—」研究紀要(愛媛県歴史文化博物館)7, 2002, 25-50頁。⑥塚本学「城から兵營へ」(国立歴史民俗博物館『佐倉城跡発掘調査報告第一分冊』国立歴史民俗博物館, 2004), 261-271頁。⑦塚本学「城下町と連隊町」国立歴史博物館研究報告131, 2006, 5-24頁。
- 55) 市街地全般に関する議論については, 県政をめぐる詳細や西南之役との関係を追いつつ検討しなければならないが, ここでは, 鎮台用地の拡大に限定して議論したい。
- 56) ①熊本県立第一高等学校編『隈本古城史』熊本県立第一高等学校, 1984, 541-606頁。②新熊本市史編纂委員会『新熊本市史(通史編・第五巻・近代I)』熊本市, 2001, 237-251頁。
- 57) 前掲56) ①543頁。
- 58) 前掲56) ①545頁。
- 59) 前掲56) ①544頁。
- 60) 前掲35) 283頁。
- 61) 以下で用いる史料については, 木本浩一「広島城郭内士族屋敷処分の経過」人間・社会文化研究(広島女学院大学)3, 2005, 21-54頁を参照されたい。史料に付した[]内の番号は同論文内の番号に対応する。なお, 入力ミスなどの間違いは随時正している。なお, 史料批判を含む郭内士族屋敷処分の経緯についての検討は別稿を用意している。
- 62) 広島城における内山下の公用地化については, 木本浩一「藩政期における広島城下町の空間構造」地理科学47-2, 1992, 1-16頁。
- 63) 「地券発行地租収納規則」第二十二条のこと。前掲51)。
- 64) 陸軍省の対応については, 陸軍卿山県有朋の抵抗があった。詳細については, 前掲54) ①143-154頁。